# 第2章 環境問題の動向

## 第1節 推 移

環境問題は、高度経済成長期の昭和30年代後半、人々の大きな関心事になり、昭和40年代に、国・県等において、 公害や自然保護関係の法令が整備されるなど各種の環境対策が講じられ、また、企業においては、新たな公害防止 技術の導入が図られました。

この結果、産業活動に伴う大気汚染、水質汚濁を中心とした環境問題については、一時期に比べ、相当の成果が 上がりましたが、都市化の進展、大量消費・大量廃棄型生活様式への変化などにより、新たな都市・生活型の環境 問題が発生しています。さらに、多種多様な化学物質など環境保全上監視すべき物質も増大しています。

また、原生的な自然や優れた景観を有する自然は、ますます貴重なものとなり、市街地においても緑地や水辺などの身近にふれあうことのできる自然の保全、活用及び創造も今日の重要な課題となっています。

環境問題全般については、平成4年、「環境と開発に関する国際会議」(地球サミット)が開催され、21世紀に向けた人類の行動計画である「アジェンダ21」などを採択し、世界各国で地球環境を守るための取り組みが進められており、その10年後にあたる平成14年8~9月にかけて、南アフリカのヨハネスブルグにおいて、世界191カ国が参加した「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」が開催され、この10年間の取り組みを振り返り、今後、どのように行動すべきかについて議論が行われました。

地球温暖化問題については、平成13年4月4日から6日にかけて、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第17回総会が開催され、最新の地球温暖化の現状と将来予測、影響などをまとめた第3次報告書が受諾されました。

また、気候変動枠組条約締約国会議も、平成15年12月にイタリアのミラノで第9回締約国会議 (COP9)、平成16年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで第10回締約国会議 (COP10) が開催されました。

私たち一人ひとりの日常生活や事業活動が環境に与える負荷は、地球温暖化やオゾン層破壊などといった地球環境問題として、人々の間で広く認識されるようになり、生活様式や社会システムのあり方そのものの見直しが強く求められています。

これには、地球環境の視点も踏まえつつ、諸施策等を、公害対策、自然保護、廃棄物処理などといった分野ごと、個別に実施するのではなく、環境そのものを総合的にとらえて、有機的連携を図りながら進めることが必要です。さらに、長期的観点から予防的措置が図られるよう、計画的に整合性を持って進めることが不可欠です。

このため、国においては、環境基本法の制定や環境基本計画の策定により、新たな環境政策の基本理念、枠組と長期的な方向が定められています。これは、地域から地球のレベル、また、短期の問題から超長期の影響まで広範な環境問題を対象とし、持続可能な社会を創っていくという大きな挑戦であり、この実現に向けた枠組づくりをはじめとして、各分野での取り組みが進められています。

一方、本県においても、環境行政全般に及ぶ総合計画である徳島環境プランを策定し、この推進に努めてきたところですが、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策をより実効性あるものにするため、平成11年3月に環境基本条例を制定しました。また、平成16年3月、環境基本条例に掲げられた、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための新たな環境基本計画を策定するとともに、あらゆる主体の行動指針であり、規範となる「環境首都とくしま憲章」を策定しました。

また、現在の環境問題の特質が、社会経済システムや県民の一人ひとりの生活様式にあることから、県のみではなく、市町村、事業者、民間団体、さらには県民といったあらゆる主体の自主的、積極的取り組みが必要です。このため、県民、事業者、行政といった地域社会の様々な主体が手を携えて、ゴミの減量化・リサイクル、地球環境保全、省資源・省エネルギーなど、環境問題の解決に自ら取り組んでいくことを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立(平成12年1月)され、「とくしま環境宣言」が採択されました。

また、このような様々な主体による取り組みをさらに推進するため、県自身が県内最大級の事業者・消費者であるとの考えのもと、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定(平成8年9月)し、自ら率先して環境への負荷の低減に努めてきましたが、この取り組みをさらにステップアップさせるため、平成12年2月に環境マネジメント

システムの国際規格であるIS014001の認証を取得し、平成15年2月の更新に合わせて一部出先機関への拡大を行いました。

また、IS014001環境管理システムの導入や取り組みの検討を行う市町村もあり、県では自らの認証取得時に得られたノウハウやIS0に関する情報の提供、個別指導、研究会の開催など、IS014001の普及・支援を行うこととしています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月施行され、温暖化防止の視点から自らの事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定が求められることとなったため、こうしたことを満たし、かつ、より積極的に環境に配慮した取り組みを進める意味で、第2次の「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定(平成12年8月)するとともに、ほぼ全ての市町村においても策定されるなど、環境管理への取り組みが進んでいます。

今後とも、環境問題の解決に向け、様々な主体による自主的・積極的取り組みが展開されるとともに、県民、事業者、行政が一体となった取り組みがますます広がり、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現が図られることが期待されます。

### 第2節 最近の新たな動き

これまで環境問題の大きな潮流を述べてきましたが、概ね平成15年4月から平成16年12月までの新たな動きは次のとおりです。

### 1 国際的動き

地球温暖化について、平成15年12月1日から12日までイタリアのミラノで開催された第9回締約国会議(COP9)では、吸収源クリーン開発メカニズム(CDM)としての植林の実施ルールを新たに決定したほか、京都議定書の早期発効に対する強い支持が示されました。

また、平成16年11月18日、ロシアが京都議定書に批准し、発効の要件を満たしたことから、その90日後となる 平成17年2月16日に京都議定書が発効することになりました。

さらに、平成16年12月6日から17日までアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第10回締約国会議 (COP10)では、2013年以降のポスト京都議定書を視野にいれた次期約束の検討が2005(平成17)年末までに始まることを踏まえ、全ての国の参加の下、中・長期的な将来の行動に向けて、情報交換を通じた取り組みが開始されることが決まりました。

#### 2 国の動き

- ・平成15年5月30日、水道法第4条に基づく水質基準に関する省令が新たに公布され、水質基準がこれまでの46項目から50項目 (9項目の除外、13項目の追加)となり、平成16年4月1日より施行されました。
- ・平成15年10月1日、環境保全への理解と取り組みの意欲を高めるため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。
- ・平成15年10月1日、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、パソコンメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクルが始まりました。
- ・平成15年11月5日、水生生物の保全に係る水質環境基準が追加設定されました。
- ・平成16年4月1日、家電リサイクル法の対象品目に家庭用電気冷蔵庫が加わりました。
- ・平成16年6月、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」 が公布され、平成17年4月1日から施行されることになりました。
- ・平成16年10月1日、オートバイの国内メーカーと輸入業者が中心となって自主的に取り組む「二輪車リサイクルシステム」が構築され、廃棄二輪車の回収・リサイクルが始まりました。

### 3 県の動き

- ・平成15年4月、徳島県環境関連産業立地促進資金融資制度を創設しました。
- ・平成15年8月、「環境首都とくしま憲章(仮称) 策定委員会」を設置し、憲章の制定に向けて検討を開始しました。
- ・平成15年10月、県環境対策推進本部に、「地球温暖化対策推進部会」を設置しました。
- ・平成16年1月15日、徳島県環境審議会から、「徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について」の答申がなされました。
- ・平成16年2月3日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり方について」の諮問を行いました。
- ・平成16年3月、あらゆる主体の行動の指針であり、規範となる「環境首都とくしま憲章」が策定されました。
- ・平成16年3月、本県の環境の将来像を示し、その実現に向けた目標や方策を明らかにした「徳島県環境基本計画」 が策定されました。
- ・平成16年3月、廃棄物処理・リサイクル事業への民間ノウハウを積極的に活用し、本県の環境関連産業の創出、 振興を図るための「とくしまエコタウンプラン」を策定しました。
- ・平成16年4月、徳島県環境関連産業立地促進補助金制度を創設しました。
- ・平成16年4月1日、家電リサイクル法の対象品目に家庭用電気冷凍庫が加わりました。
- ・平成16年4月1日、水道水質基準の改正に併せて飲用井戸の水質検査項目等を見直し、「飲用井戸等衛生対策要領」 を改正しました。
- ・平成16年6月、とくしま環境県民会議に環境首都とくしまの実現に向けた提言を行う「環境首都とくしま推進委員会」が設置されました。
- ・平成16年6月、環境関連分野に関わる産学官民が相互に交流し、環境ビジネスの事業化を推進するためのサポート体制として「とくしま環境ビジネス交流会議」を設立しました。
- ・平成16年7月9日、グリーン購入を県内に広く普及、定着させるため、事業者、消費者団体、行政機関などが集まって「グリーン購入徳島ネット」を設立しました。
- ・平成16年9月、県内の廃棄物を利用した優良なリサイクル製品や3Rに積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」を創設しました。
- ・平成16年11月18日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県環境教育・環境学習推進方針(仮称)のあり方」について諮問を行いました。
- ・平成16年11月25日、徳島県環境審議会から「徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり方について」の答申がな されました。